

令和5年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

特別支援教育

1 / 7枚中

注意1 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

注意2 「障がい」の記載について、法令、学習指導要領、学習指導要領解説等からの引用によるものは、「障害」と表記した。

注意3 解答用紙への「障がい」の表記については、「障がい」、「障害」または「障碍」のいずれを記入してもよい。

第1問題 次の法令は、学校教育法施行令第22条の3の一部で、特別支援学校の対象となる視覚障害者の障害の程度を規定したものである。後の間に答えよ。

両眼の視力がおおむね ア 未満のもの又は①視力以外の視機能障害が高度のもののうち、 イ 等の使用によつても通常の文字、 ウ 等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

問1 ア ~ ウ にあてはまる語または数値を答えよ。

問2 下線部①について、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)には、次のように示されている。 エ ~ フ にあてはまる語句をA~Fから選び、記号で答えよ。

ア 視力障害 (略)

イ 視野障害

視野狭窄がある場合には、例えば、横から近づいてくるものに気付かないことや、歩いていて段差に気付かないことがある。視野狭窄が強い場合には、周囲の状況が分かりにくくなるので、屋外を一人で歩くことができない場合もある。

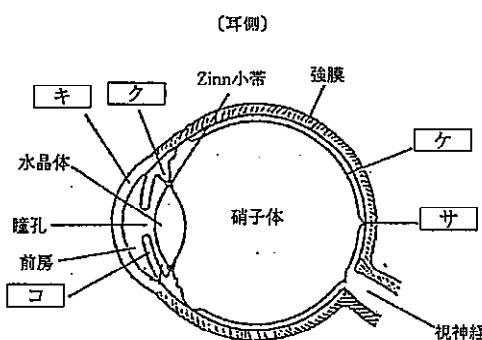
(略) エ がある場合には、周囲の状況が比較的分かりやすいので、移動等に困難がない場合もある。しかし、中心部の視力が低いために文字を読んだり、ものを詳しく見たりすることには困難を來す。

ウ 光覚障害

オ があると、明るいところで不自由はなくとも、少しでも暗くなったり、暗いところに入ったりした場合に行動が制限される。(略) フ があると、まぶしくて見えにくいだけでなく、痛みを感じたり目が開けられなくなったりする。

A 差明 B 手動弁 C 視野拡大 D 中心暗点 E 夜盲 F 光覚弁

問3 次の図は、視覚器官の断面図である。図1の キ ~ サ にあてはまる語を後のA~Fから選び、記号で答えよ。



[鼻側]

図1

A 中心窓 B 角膜 C 強膜 D 虹彩 E 毛様体 F 網膜

第2問題 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第3章 特別の教科 道徳」である。
後の間に答えよ。

小学部又は中学部の①道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、アの育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外國語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導のイを定め、指導内容を具体化し、ウを取り入れるなどの工夫を行うこと。

問1 ア～ウにあてはまる語句をA～Fから選び、記号で答えよ。

- A 健全な人生観 B 重点 C 良好的な人間関係 D I C T 機器の活用
E 体験的な活動 F 方針

問2 下線部①について、ある法令の一部を改正する省令（平成27年3月27日 文部科学省令第11号）により、名称が「道徳」から「特別の教科である道徳」へと改められた。この法令の名称を答えよ。

問3 次の文は、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）「第3章 特別の教科 道徳」の一部である。エ～カにあてはまる語句を答えよ。

第2 内容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

- A 主としてエに関すること
[自主、自律、自由と責任]
(略)
- B 主としてオに関すること
[思いやり、感謝]
(略)
- C 主としてカに関すること
[遵法精神、公徳心]
(略)
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事
[生命の尊さ]
(略)

第3問題 次の文を読み、後の間に答えよ。

Aさんは、①骨、歯、皮膚、靭帯（じんたい）、腱、筋膜などに弱さがみられる全身の結合組織疾患があり、②肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部に在籍している。Aさんは、③中学校学習指導要領に準ずる教育課程で学習をしていて、放課後には④医療機関でリハビリテーションを受けている。

問1 下線部①について、この疾患の名称を答えよ。

問2 下線部②について、教育における合理的配慮を含む支援の内容として、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省）には、次のように示されている。ア
～ウ にあてはまる語をA～Eから選び、記号で答えよ。

ア 教育内容・方法

(ア) 教育内容

- a 学習上又はア 上の困難を改善・克服するための配慮
道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように配慮する（略）。
- b 学習内容の変更・調整
上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う（書く時間のイ、書いたり計算したりするウ の軽減、体育等での運動の内容を変更等）。

A 難しさ B 延長 C バリアフリー D 生活 E 量

問3 下線部③について、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月）には、肢体不自由のある児童生徒が各教科において効果的に学習をするためには、学習時の姿勢や認知の特性等に配慮して、指導方法を工夫する必要があると述べられている。学習活動に応じて適切な姿勢を保持することでの利点を二つ、簡潔に記せ。

問4 下線部④について、自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようになることが大切である。幼児児童生徒が利用する医療機関の専門家と連携して指導を行う際に留意すべきことを記せ。

第4問題 次の文は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における就労系障害福祉サービスに該当する、4種類のサービスを説明したものである。後の間に答えよ。

・就労移行支援

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

・ア

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

・①就労継続支援B型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

・イ

就労移行支援等を利用して、一般企業に新たに雇用された障害者に対し、雇用に伴って日常生活又は社会生活を営む上で の各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

問1 [ア]、[イ]にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものをA～Dから選び、記号で答えよ。

- A ア：就労継続支援A型 イ：就労定着支援
B ア：就労定着支援 イ：就労相談支援
C ア：就労継続支援A型 イ：就労相談支援
D ア：就労相談支援 イ：就労定着支援

問2 下線部①について、次の文は、「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について（平成29年4月25日 文部科学省・厚生労働省）」において示されている記述である。後の間に答えよ。

特別支援学校等卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する場合（他の進路に就労継続支援B型も含めて検討している場合を含む。）、特別支援学校等在学中に②就労アセスメントを受けた上で、最も適した進路に[ウ]に移行できるようになるとともに、就労継続支援B型を利用する場合には、[エ]への移行の可能性も視野に入れ支援を行うなど就労アセスメントにより[オ]な就労面に関するニーズや課題等を把握した上で、卒業後個々の状況に応じた支援が受けられるよう、[ウ]な移行を図っていくことが重要です。

(1) [ウ]～[オ]にあてはまる語をA～Eから選び、記号で答えよ。

- A 一般就労 B 確実 C 円滑 D 長期的 E 短期的

(2) 下線部②に関する説明として正しいものをA～Dから二つ選び、記号で答えよ。

- A 就労アセスメントをより適切に実施するため、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに限られる。
B 就労アセスメントを適切に実施するため、就労アセスメント実施機関等に対して、特別支援学校より個別の教育支援計画や配慮が必要な事項等について情報提供することが望ましい。
C 適切な就労アセスメントにより得られた情報を参考にして、就労継続支援B型の利用の適否を判断する。
D 就労移行支援事業所に通所が困難など負担となる場合には、特別支援学校等の通所しやすい場所で就労アセスメントを実施することができる。

問3 「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～（平成27年11月 厚生労働省）」には、発達障害の特性と主な対応について記載されている。自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉スペクトラム）のある生徒が、特別支援学校高等部を卒業後、就労系福祉サービスを利用するまたは就労する際に配慮として必要と考えられる対応や援助を二つ記せ。

第5問題 次の条文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」の一部である。後に間に答えよ。

第1章 総則

(基本理念)

第3条 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を ア で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、 イ 、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、 ウ 行われなければならない。

(略)

第2章 医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策

(教育を行う体制の拡充等)

第10条

(略)

2 エ は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の オ がなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るために、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

問1 ア にあてはまる語句を答えよ。

問2 イ 、 ウ にあてはまる語句をA～Eから選び、記号で答えよ。

- A 地域 B 学校・医療機関 C 医療 D 効果的に E 切れ目なく

問3 エ 、 オ にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものをA～Dから選び、記号で答えよ。

- | | |
|-------------------|-------|
| A エ：医療的ケア児等支援センター | オ：付添い |
| B エ：学校の設置者 | オ：付添い |
| C エ：主治医 | オ：承認 |
| D エ：学校の設置者 | オ：承認 |

問4 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～(令和3年6月 文部科学省)」において、小学校等で看護師等が医療的ケアを行う際には、教職員と看護師等とが連携して医療的ケア児の支援に当たることが重要であると示されている。その教職員と看護師との連携において教職員が心がけることは何か、具体的に二つ記せ。

問5 医療的ケアの説明として正しいものをA～Dから二つ選び、記号で答えよ。

- A 病気治療のための入院や通院で行われる医行為についても医療的ケアに含まれる。
- B 医療的ケアとは、学校や自宅などで日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指す。
- C 学校看護師が不在で緊急を要する場合は、校長に認められた教員であれば医療的ケアを実施することができる。
- D 看護師が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要である。

問6 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として都道府県知事に認定を受けた教職員が、医師の指示の下、看護師等と連携し、行うことができる医療的ケアに該当しないものをA～Dから二つ選び、記号で答えよ。

- A 口腔内の喀痰吸引 B 導尿 C 経鼻経管栄養 D 人工呼吸器の管理

第6問題 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）には、自立活動の区分「身体の動き」の「日常生活に必要な基本動作に関するこころ」の項目について、次のように解説されている。後の間に答えよ。

② 具体的指導内容例と留意点

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、児童生徒の自立にとって、極めて重要なことである。これらを身に付けるには、姿勢保持、ア、上肢の諸動作といった基本動作が習得されていることが必要であり、座位、イを保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になる。つまり、

- ア 安定した座位を確保しながら、両腕を体のウへ伸ばすことができる。
- イ 身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりすることができる。
- ウ 身体のほとんどの部位へエが届くこと。
- エ 手の動きをオで追うこと。

というような動作が可能であれば、さらに、次の段階の指導を工夫することによって、日常生活の諸動作の多くを行うことができるようになる。

問1 ア～オにあてはまる語をA～Jから選び、記号で答えよ。

- A 指先 B 健康 C 立位 D 臥位 E 姿勢変換 F 後ろ G 下肢
H 前 I 目 J 移動

問2 知的障がいのある児童生徒の場合、知的発達の程度等に比較して、衣服の着脱におけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作が難しいことがある。その要因について、次のように考えられている。カ、キにあてはまる語句を答えよ。

要因としては、目と手指のカの困難さや巧緻性、持続性の困難さなどの他、認知面及び運動面の課題、あるいは日常生活場面等におけるキなどが考えられる。

第7問題 次の文は、特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）の一部である。後の間に答えよ。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及びアと学校間の連携

(1) (略)

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、①障害のない児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共にイ合いながらアして生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学校の生徒のウを広げて積極的な態度を養い、エや豊かなオを育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習をカ、キに行うとともに、ケなどと活動を共にする機会を積極的に設けること。

問1 ア～クにあてはまる語句をA～Oから選び、記号で答えよ。

- A 組織的 B 高め C 尊重し D 経験 E 社会性 F 協働
G 助け H 協調性 I 同年代の児童生徒 J 人間性 K 計画的 L 地域の人々
M 段階的 N 形式的 O 知識

問2 下線部①について、次の(1)、(2)に答えよ。

- (1) 障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動には、二つの側面があるものと考えられる。
「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面」の他、もう一つの側面について記せ。
- (2) 平成23年8月に改正されたある法令には、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定されている。この法令名を答えよ。

問3 障害のある幼児児童生徒に関わる際には、一人一人の障害の状態や特性等に応じて柔軟に対応することが必要である。「視覚」「活動の流れ」の言葉を用いて、聴覚障害のある幼児児童生徒へ関わる際に配慮することについて具体的に記せ。

第8問題 次の(1)～(5)が説明している事柄・用語や人物名を答えよ。

- (1) 鳥取県出身。「この子らを世の光に」という言葉を残し、「障害福祉の父」と呼ばれる人物(1914年～1968年)。
- (2) 2001年5月に世界保健機関で採択された「国際生活機能分類」を意味するアルファベット三文字。
- (3) 発作的に脳の神経細胞に異常な電気的興奮が起こり、その結果、意識、運動、感覚などの突然的な異常を来す病気。
- (4) 日本が2014年に締結し、第2条では障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めている条約。
- (5) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの学校における生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う者。